

2022 年 10 月入学  
横浜国立大学 大学院都市イノベーション学府 博士課程後期  
渡日前特別選抜 学生募集要項

新型コロナウイルス感染症に関連し、今後の状況の変化によっては、募集要項公表後に試験の実施方法を変更する可能性があります。最新情報については、各自で学府・研究院ウェブサイト「学生募集情報」ページを随時参照するようにしてください。

**【出願手続について】**

出願手続は、インターネットから出願申請を行った上で、必要書類を提出してください。

**1. 出願申請に必要な環境**

出願申請を行うためには、インターネットを利用できるパソコン、プリンター及び電子メールアドレスが必要です。

**2. 出願手続の流れ**

**(1) メールアドレス等の登録**

- ① 本学の Web 出願システムにアクセスしてください。  
URL : <https://e-apply.jp/e/ynu/>
- ② 画面の指示に従って、志望する専攻等を指定してください。
- ③ 氏名やメールアドレス等を登録し、申込を行ってください。
- ④ メールアドレス等の登録が済みましたら、登録完了メールが届きます。

**(2) 出願申請**

- ① Web 出願システムにログインし、必要な事項を入力し登録してください。(出願申請)
- ② 出願申請後、Web 出願システムから入学検定料の支払い方法を選択してください。
- ③ 選択した方法に基づき、入学検定料を支払ってください。
- ④ 入学検定料の支払完了通知メールを受信した後、Web 出願システムから出願に必要な書類を印刷してください。

**(3) 出願書類提出**

- ① 印刷した書類及び証明書類等を所定の出願期間内に提出してください。
- ② 全ての書類が本学府に到着した時点をもって、出願手続が完了となります。

※Web 出願システムに出願申請を行っただけでは出願手続は完了しませんので、ご注意ください。

※出願手続の詳細は、本要項及び Web 出願システムにて確認してください。

## 1. はじめに

横浜国立大学大学院都市イノベーション学府博士課程後期では、日本国外に在住する志願者が来日することなしに直接受験する機会を提供しています。今回は、2022年10月入学の学生を募集します。

入学を希望する方は、この募集要項をよく読んで、必要とされる情報を正確に取得し、間違いのないように出願手続きを行ってください。

本学府には、4つの研究分野があり、分野ごとに受け入れ可能な人数などが異なります。そのため、志願者は、自分が専攻したい分野を見つけ、その分野を担当する教員とあらかじめ相談した上で、出願をしてください。なお、本学府の授業は、原則、日本語で行われていますが、一部の教員は英語での研究指導が可能ですので、直接、志望先教員に確認してください。

### 問い合わせ先

#### ◆都市イノベーション学府係

住所：〒240-8501 横浜市保土ケ谷区常盤台 79-5

E-mail : ses.daigakuin-urb@ynu.ac.jp

#### ◆入試担当教員

建築分野：稲垣景子 E-mail : inagaki-keiko-yc@ynu.ac.jp

都市文化分野：ファビアン・カルパントラ E-mail : carpentras-fabien-vf@ynu.ac.jp

都市基盤分野：田村洋 E-mail : tamura-hiroshi-jg@ynu.ac.jp

地域社会分野：三浦倫平 E-mail : miura-rinpei-nj@ynu.ac.jp

\*問い合わせは、電子メールで日本語または英語でお願いします。

## 2. 博士課程後期概要

都市イノベーション学府博士課程後期では、「都市イノベーション専攻」の1専攻を設置しています。世界の都市・地域をめぐる諸問題について、技術的・社会的・文化的・歴史的な専門知識を持ち併せながら、空間、社会基盤、文化基盤などのハードウェアを実践的に構想・設計・構築することのできる人材、また一方、諸都市諸地域の学問・文化・芸術・社会活動などソフト面を持続的・実践的に主導・支援していくことのできる人材を養成していきます。

### 3. 本学府における学生の受け入れ可能教員と研究内容・使用言語

下記のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.urban.ynu.ac.jp/english/>

### 4. 出願資格

出願時に日本国外に居住する者で、日本国外で修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、または2022年9月30日までに日本国外で修士の学位または専門職学位に相当する学位を取得見込みの者。

＊日本国外で修士の学位または専門職学位に相当する学位を取得見込みの者が、入学試験に合格した後に、2022年9月30日までに学位を取得できなかった場合は、入学許可を取り消します。

### 5. 募集人員

都市イノベーション専攻：若干名

### 6. 出願手続き

#### (1) 出願の許可

志願者は、本学府入学後に研究指導を受けたい教員を1名選んで、直接E-mail等で連絡をとったうえで、必ず出願の許可を得てください。受け入れ可能な教員と教育研究分野については、「3. 本学府における学生の受け入れ可能教員と研究内容・使用言語」を確認してください。教員の連絡先については、下記の研究者総覧のサイトで検索してください。

<https://er-web.jmk.ynu.ac.jp>

＊教員の連絡先が不明な場合は、「1. はじめに」の問い合わせ先までお尋ねください。

教員に連絡をする際には、履歴書、過去の業績リスト、入学後の研究希望計画書、外国語試験の成績（TOEIC、TOEFL、日本語能力検定試験など）などの情報を指示に従って提出してください。

#### (2) 出願手続方法

志願者は、2021年11月15日（月）～12月3日（金）にWeb出願システムで出願申請を行った後、「(4)提出書類」の内容をとりそろえ、「(3)出願期間及び提出先」を参照のうえ、郵送してください。

Web 出願システム URL : <https://e-apply.jp/e/ynu/>

(3) 出願期間及び提出先

志願者は、「(4)提出書類」を、2021 年 11 月 15 日（月）～12 月 3 日（金）までに到着するように、EMS（国際スピード郵便）等、引き受けや配達を記録できる方法で郵送してください。なお、英語または日本語以外の証明書については、英語訳または日本語訳を添付してください。

提出先：Office of Academic Affairs

Graduate School of Urban Innovation

Yokohama National University

79-5 Tokiwadai, Hodogaya-ku, Yokohama, 240-8501 JAPAN

※出願手続は、Web 出願システムによる出願申請、入学検定料の支払い及び必要書類の提出のすべてが、2021 年 12 月 3 日（金）までに完了（郵便の場合は必着）していることが確認されたもののみ受理します。

(4) 提出書類

- ① 入学願書：Web 出願システムにて志願者の氏名、連絡先、学歴等について入力すること。研究業績については、学术论文の別刷または写しを添付し、学位論文（修士論文）は概要を添付してください。
- ② 研究（希望）計画書：Web 出願システムにて研究（希望）計画を日本語の場合 1000 字以内、英語の場合 400 語以内で入力し、印刷したものを提出してください。
- ③ 写真：出願前 3 か月以内に撮影されたもの。縦 4.5cm、横 3.5cm のもの 1 枚。入学願書に貼付してください。
- ④ 最終大学院修了証明書または修了見込証明書
- ⑤ 最終学歴成績証明書
- ⑥ 語学能力を客観的に示す書類（該当者のみ）：
  - ・TOEIC、TOEFL または IELTS の成績証明書・スコアシート（英語を母国語としない者で、希望する指導教員から提出するよう指示があった者。成績証明書・スコアシートは出願前 24 か月以内のものに限る。）
  - ・日本語能力検定試験の成績証明書（日本語を母国語としない者で、希望する指導教員から提出するよう指示があった者。）
- ⑦ 推薦書：所属・出身大学等の指導教員または研究科長レベル以上が作成したもの
- ⑧ 身分証明書のコピー（1 部）：本人の写真が掲載されているものに限りです。（例えば、パスポートのコピー（氏名・国籍・写真が記載されているページ）、運転免許証のコピーなど。）
- ⑨ 入学検定料：30,000 円[日本政府（文部科学省）国費留学生に対しては徴収しま

せん。この場合は必ず国費外国人留学生証明書を同封すること。

Web 出願システムで出願申請した後に表示される支払手続画面に従い、2021 年 12 月 3 日（金）までに支払手続を完了してください。支払手続後に受信した支払完了通知メールを印刷したものを提出してください。支払方法はクレジットカード（VISA・MasterCard・JCB・American Express・MUFG・DC・UFJ・NICOS）、または中国銀聯網決済から選択できます。

⑩ 横浜国立大学私費外国人留学生授業料免除申請書・経費支弁計画書

私費外国人留学生で 1 年次に授業料免除申請を希望する志願者については、出願書類に同封すること。書式については本学ウェブサイトからダウンロードすること。（[https://www.ynu.ac.jp/campus/expense/foreign\\_exempt.html](https://www.ynu.ac.jp/campus/expense/foreign_exempt.html)）

## 7. 選抜の方法

応募した書類に基づく書類審査、および学力試験（筆記試験、または口述試験（インターネットインタビューを含む））を実施します。試験日時、実施方法等詳細は後日志願者に直接通知します。

## 8. 合格発表

結果は、2022 年 2 月 16 日（水）に都市イノベーション学府のウェブサイト上で発表するとともに、志願者宛てに郵送します。

## 9. 入学時に必要な経費[日本政府（文部科学省）国費留学生に対しては徴収しません]

(1) 入学料 282,000 円（現行）

(2) 授業料 年額 535,800 円（現行）

[注 1]入学料及び授業料は改定される場合があります。在学中に授業料の改定が行われた場合、改定時から新しい授業料が適用されます。

[注 2]納入方法の詳細は、入学手続書類と一緒に送付します。

## 10. 経済支援制度

入学後の経済支援制度として、「入学料・授業料免除等制度」「奨学金制度」等があります。詳細は学務部学生支援課ホームページの奨学金・授業料／入学料免除のページを確認してください。

<https://www.gakuseisupport.ynu.ac.jp/>

特に私費外国人留学生で、1 年次に授業料免除申請を希望する志願者は、出願期間に申請を行う必要があるため、特に注意すること。制度の詳細は本学ウェブサイトを確認

すること。

([https://www.ynu.ac.jp/campus/expense/foreign\\_exempt.html](https://www.ynu.ac.jp/campus/expense/foreign_exempt.html))

## 11. 合格発表後の渡日手続きについて

日本に来る前に次の手続きを必要とします。

### (1) パスポートの取得

パスポートは自国の政府から発行されるもので、これがないと出入国できません。初めてパスポートを申請する場合は、受験や入学の証明書を必要としたり、受け取るまで時間がかかったりする場合があります。事前に確認した上で、申請手続きをしてください。また、証明書が必要な場合は、必ず、出願の時に申し出てください。

### (2) 査証の取得

本学留学生の在留資格は、「留学」です。初めて入国するときは必ず、「留学」査証で入国する必要があります。「留学」査証は日本の入国管理局が発行した在留資格認定証明書を日本公館に提出すれば、取得できます。在留資格認定証明書の申請は 1) 日本に住む親・兄弟姉妹、配偶者、2) 奨学金の提供者、3) 指導教員だけが申請できます。

「留学」以外の査証(「家族滞在」を除く)からの変更は、極めて複雑な手続きを必要したり、変更が認められなかったりしますので、「留学」の査証を取得して入国をしてください。「留学」以外の査証を持つ学生は留学生と見なされませんので、留学生対象の奨学金に申請できないなど、留学生向けのサービスを受けられません。

### (3) 住宅の確保

渡日後の住まいは、日本に住む代理人や同国の留学生を通じて事前に準備しておくようにしてください。なお、下記のウェブサイトもご覧ください。

<https://www.ynu.ac.jp/english/student/#housing/>

[https://www.ynu.ac.jp/international/accept/pdf/gui\\_all.pdf](https://www.ynu.ac.jp/international/accept/pdf/gui_all.pdf)

## 12. 注意事項

- (1) 出願手続後の提出した書類の内容変更は認めません。
- (2) 出願書類の記載事項に記入漏れやその他の不備がある場合は、出願書類は受理しません。
- (3) 一度納入した入学検定料および提出した書類は、次の場合を除き、どのような理由があっても一切返還しません。
  - ①入学検定料を払い込んだが横浜国立大学に出願しなかった(出願書類等を提出しなかった又は出願が受理されなかった)場合

②入学検定料を誤って二重に払い込んだ場合

③新型コロナウイルス感染症の影響により受験が不可能となった場合の検定料返還は試験開始までに申し出ること。

検定料の返還を希望する場合は、都市イノベーション学府係 ([ses.daigakuin-urb@ynu.ac.jp](mailto:ses.daigakuin-urb@ynu.ac.jp)) に連絡してください。

(4) 入学手続後は、どのような事情があっても、入学料の返還はしません。

(5) 在留資格「留学」を取得するにあたっては、留学生生活を維持できる経済的基盤を有している必要があります。

### 13. 安全保障輸出管理について

横浜国立大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて「国立大学法人横浜国立大学 安全保障輸出管理規則」を定めて、物品の輸出、技術の提供、人材の交流の観点から外国人留学生の受入れについては厳格な審査を実施しています。規制されている事項に該当する場合は、希望する研究活動に制限がかかる場合や、教育が受けられない場合がありますので、願書の提出の前に指導教員予定者と相談をするなど、出願にあたっては注意してください。

なお、外国人留学生の方は、入学時に「外国為替及び外国貿易法」を遵守する誓約書に署名していただきます。詳細については研究推進機構ウェブサイトを参照してください。

<https://www.ripo.ynu.ac.jp/researcher/start/security/>

### 14. 個人情報の取り扱いについて

志願者の入学試験成績及び出願書類等に記載された個人情報については、本学入学選抜に係る用途の他、本人の申請に伴う授業料免除等の福利厚生関係の資料及び本学における諸調査・研究にも利用することがあります。調査・研究結果を発表する場合は個人が特定できないように処理します。それ以外の目的に個人情報が利用又は提供されることはありません。